

(平成 30 年 5 月 10 日更新)

**新規登録申請等に関する相談・申請窓口一覧**  
(登録申請件数が多い業態)

## ○北海道財務局（北海道）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	金融監督第 3 課	011-709-2311
資金移動業者		
前払式支払手段発行者 (第三者型)		
仮想通貨交換業者		
少額短期保険業者	金融監督第 1 課	

## ○東北財務局（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	金融監督第 3 課	022-263-1111
資金移動業者		
前払式支払手段発行者 (第三者型)		
仮想通貨交換業者		
少額短期保険業者	金融監督第 1 課	

## ○関東財務局（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	証券監督 第 1 課、第 2 課、第 3 課	048-600-1111
高速取引行為者	証券監督第 1 課	
資金移動業者	金融監督第 6 課	
前払式支払手段発行者 (第三者型)		
少額短期保険業者	金融監督第 4 課	
仮想通貨交換業者	金融庁監督局総務課 仮想通貨モニタリングチーム	03-3506-6000

○関東財務局 東京財務事務所（東京都）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	理財第5課、第6課、第7課	03-5842-7011
資金移動業者	理財第4課	
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
少額短期保険業者	理財第3課	03-3506-6000
仮想通貨交換業者	金融庁監督局総務課 仮想通貨モニタリングチーム	

○東海財務局（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	証券監督課	052-951-1772
資金移動業者	金融監督第4課	
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
仮想通貨交換業者		
少額短期保険業者		

○北陸財務局（富山県、石川県、福井県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	金融監督第1課	076-292-7860
資金移動業者	金融監督第2課	
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
仮想通貨交換業者	金融監督第1課	
少額短期保険業者		

○近畿財務局（大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	証券監督第1課	06-6949-6367
	証券監督第2課	06-6949-6257
資金移動業者	金融監督第4課	06-6949-6520
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
仮想通貨交換業者		

少額短期保険業者	保険監督室	06-6949-6371
----------	-------	--------------

○中国財務局（岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	金融監督第3課	082-221-9221
資金移動業者		
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
仮想通貨交換業者		
少額短期保険業者		

○四国財務局（香川県、徳島県、愛媛県、高知県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	金融監督第1課	087-811-7780
資金移動業者	金融監督第2課	
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
仮想通貨交換業者		
少額短期保険業者	金融監督第1課	

○福岡財務支局（福岡県、佐賀県、長崎県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	金融監督第3課	092-411-7297
資金移動業者		
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
仮想通貨交換業者		
少額短期保険業者		

○九州財務局（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	金融監督第3課	096-353-6351
資金移動業者		
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
仮想通貨交換業者		
少額短期保険業者		

○沖繩総合事務局（沖繩県）

業態	担当課	連絡先
金融商品取引業者	金融監督課	098-866-0095
資金移動業者		
前払式支払手段発行者 （第三者型）		
仮想通貨交換業者		
少額短期保険業者		